

府貸与資産の管理の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容															
<p>社会福祉法人 大阪府障害者福祉事業団</p>	<p>大阪府立金剛コロニーの指定管理者として、府から貸与を受けた資産（物品）16件のうち15件について、備品シールの貼付等がなく、府の資産であることが明示されていなかった。</p> <p>また、備品シールの貼付等がない15件のうち、農工器具（1件）については、長期間使用しておらず、今後も使用予定がない状況であったが、府への返還手続等がなされていなかった。</p> <table border="1" data-bbox="605 835 1237 1056"> <thead> <tr> <th>品名</th> <th>件数</th> <th>取得金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>家具什器類</td> <td>12件</td> <td>2,537,000円</td> </tr> <tr> <td>機械器具類</td> <td>2件</td> <td>2,917,475円</td> </tr> <tr> <td>車両類</td> <td>1件</td> <td>1,178,940円</td> </tr> <tr> <td>農工器具</td> <td>1件</td> <td>599,975円</td> </tr> </tbody> </table>	品名	件数	取得金額	家具什器類	12件	2,537,000円	機械器具類	2件	2,917,475円	車両類	1件	1,178,940円	農工器具	1件	599,975円	<p>府から貸与を受けた資産（物品）に、漏れなく備品シールの貼付等が行われるよう、必要な措置を講じられたい。</p> <p>また、長期間使用しておらず、今後も使用予定がない貸与資産（物品）については、府へ返還する等、必要な措置を講じられたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府立金剛コロニー管理運営業務契約書】（抜粋） （備品等の費用負担）</p> <p>第11条 （略）</p> <p>3 甲は、前項に定めるほか、管理運営業務を遂行するために別記に示す備品等を乙に無償貸与するものとする。</p> <p>4 乙は、前項の貸与物品を常に善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。</p> </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【大阪府財務規則及びその運用】（抜粋） （物品の分類の決定等）</p> <p>第74条 物品管理者は、前条に定めるところにより物品の属すべき分類及び細分類を決定しなければならない。</p> <p>2 物品管理者は、その管理する備品には、細分類、番号及び課又は出先機関名の表示をしなければならない。（以下略）</p> <p>第74条関係 規則第74条第2項の「表示」は、品名、番号、所属等を記載したラベルを備品の見やすいところに貼付けて行うものとする。ただし、その性質、形状、用途によってこれにより難しいときは、他の方法によりこれに代えることができるものとする。</p> </div>	<p>府の備品であることがわかるよう、府貸与備品へ備品シールを貼付した。</p> <p>なお、農工器具（1件）については、今後使用予定があるため、継続して貸与を受けるものとする。</p>
品名	件数	取得金額																
家具什器類	12件	2,537,000円																
機械器具類	2件	2,917,475円																
車両類	1件	1,178,940円																
農工器具	1件	599,975円																

監査（検査）実施年月日（委員：一年 一月 一日、事務局：平成27年12月1日から同月3日まで）